



子育て

「はぐはぐ教室」参加者を募集

健康増進課（保健福祉センター内） ☎25・2100

市では、生後1カ月からの赤ちゃんがいる方を対象に、ふれあい遊びや交流を中心とした「はぐはぐ教室」を開催しています。

赤ちゃんを毎日過ごす中で「ほかの人は赤ちゃんにどんな風に話しかけているのかな？」「赤ちゃんと遊ぶにはどうしたらいいの？」と思うことはありませんか？

はぐはぐ教室に参加して、遊び方や、近所のお友達を見つけよう。

対象者：生後1カ月～6カ月の
お子さんと保護者で、全3回とも参加できる方

会場：保健福祉センター
申込期間：3月19日（月）～4月13日（金） 午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日を除く）

定員：20人（定員になり次第募集）

募集 谷和原庁舎産業経済課 ☎58・2111（内線3105）

菜の花新芽摘みを体験しよう



募集

谷和原庁舎産業経済課 ☎58・2111（内線3105）



つくばみらい市菜の花米研究会では、水を入れる前の田んぼに菜の花を咲かせ、咲いた菜の花を緑肥としてすきこむ事で農薬の使用量を通常より70%減少させるなど、こだわりのお米をつくっています。

このお米は「菜菜ちゃん」として市認証特産品「みらいプレミアム」にも認証されています。

研究会では「菜菜ちゃん」を身近に感じてもらうため、菜の花の新芽摘み体験を開催し

締め切り）

申し込み方法：健康増進課窓口
または電話でお申込みください。



はぐはぐ教室の様子

体験会では菜の花の新芽を使った料理も紹介します。お気軽にご参加ください。
開催日時：3月24日（土） 午前11時～
申込期間：3月1日（木）～15日（木） 午前9時～午後5時（土、日を除く）
開催場所：つくばみらい市西丸山地区「菜菜ちゃん」作付圃場
※申し込みいただいた方にあらためて詳細をご案内します。
参加料：無料
申し込み：産業経済課までお申し込みください。

くらしのQ&A

賃貸アパートの退去

Q

賃貸アパートの契約を更新せず退去しようと考えていますが、注意することはありますか。

（30代・男性）

A

賃貸アパートを退去する前に、必ず契約書を確認してください。借主は、契約書に定められた日（一般には解約日の1カ月前が多い）までに、解約して退去することを貸主に通知する必要があります。通知をしないと、不足する通知期間の賃料を請求されることがあります。解約を通知した後では、貸主の同意がないと契約を元に戻すことはできませんので注意が必要です。

退去前に契約書・ガイドラインを確認

また、借主には、賃貸アパートの退去時に原状回復義務があります。不注意で付けたしまった傷や汚れは、修復しなければなりません。反対に、経年劣化での傷や汚れはそのままよいとされています。実際は、貸主が工事業者を手配して修復しますので、借主が預けた敷金から原状回復費用が差し引かれて返金されます。もし不足分の費用があれば、請求されることとなります。

退去時のトラブルについて、国土交通省が「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」で、貸主・借主の負担割合や範囲などの考え方を公表しています。トラブルに備えて事前に確認しておくといでしょう。

消費生活センターイメージキャラクター『まみりん』



問 市消費生活センター
（谷和原庁舎1階） ☎25
3288